

飛騨市の 高齢者福祉

令和8年度版



飛騨市 市民福祉部 地域包括ケア課
TEL 0577-73-6233

項目	内容	掲載ページ
目次		
パッと見ガイド	掲載内容を簡単にまとめました	1~2
1. 悩み相談		
1. 飛騨市地域包括支援センター	気軽に相談できる、地域の高齢者の何でも相談窓口	3
2. 飛騨市地域生活安心支援センター ふらっと	ふらっと寄って話せる日々のくらしの相談窓口	3
3. 認知症に関すること	ものわすれの心配、認知症の介護に関する相談窓口	4~5
4. 飛騨市成年後見支援センター	成年後見制度の総合相談窓口	6
5. 弁護士による無料法律相談	弁護士が無料で法的な相談に応じます	6
2. 生きがいづくり		
1. シニアクラブ(老人クラブ)活動の支援	健康・友愛・奉仕の活動を支援	6
2. 支えあいヘルパー養成講座の実施	高齢者の生活を支援するヘルパーの養成	6
3. 介護サポーター制度	ボランティア活動に対しポイントを付与	7
4. 高齢者のふれあいの場及び交流	サロン・旅行・わくわくツアーの開催	7
5. ふれあいサロン	高齢者のふれあいの場として各地域でサロンを開催	7~9
6. 地域複合サロンの活動支援	地域住民主体のサロン運営を支援	9
7. 長寿祝金の贈呈	100歳になる長寿の方へのお祝い	9
3. 健康づくり・介護予防		
1. いきいき地域生活応援事業	入浴施設・タクシー等の助成券の交付	10~12
2. 老人福祉センター割石温泉	神岡町にある日帰り入浴施設	13
3. 体育・文化活動事業	健康づくりや趣味のための教室等を開催	13
4. 介護予防教室	介護予防教室等の開催	13
5. 高齢者の健康等に関する出前講座 (市政見える化講座)	高齢者の健康や認知症等についての出前講座開催	14
4. 在宅生活の支援		
1. 給食サービス	ボランティアの方々が高齢者宅等へ弁当をお届け	14
2. お手本配食事業	栄養バランスの取れた弁当で食生活を改善	14
3. あんきねっと	ちょっとした困りごとを地域の方が支援	15
4. 緊急通報システムの貸与	万が一のための、安心装置	15
5. ICTを活用した見守り機器購入費等の支援	離れて暮らす家族がICTを活用した見守り	16
6. 地域見守り相談員	高齢者のお宅に相談員がお伺いします	16

7.一人暮らし高齢者等見守り活動事業	民生委員等が一人暮らし高齢者等を見守ります	16
8.生活資金の貸付事業	高齢者等への生活資金の貸付	16
9.運転免許自主返納者の支援	運転免許を自主返納された方への支援	17
10.通院支援タクシー助成券の交付	古川町又は神岡町内の医療機関への通院にかかるタクシー費用を助成	17
11.高齢者のお出かけ安心支援事業	急発進抑制装置の取り付け費用等や補聴器購入費用の一部を助成	18
12.移動販売	飛騨市内を運行している移動販売車の紹介	18
5. 在宅介護支援		
1.介護者への介護技術及び在宅介護へのアドバイス・相談支援	在宅介護の専門知識を有する者が、介護者を支援	19
2.家族介護応援手当の支給	寝たきり高齢者等の在宅介護をしている方を応援	19
3.福祉用具・福祉車両の貸出	一時的に必要な福祉用具や福祉車両の貸出	19
4.おむつ等処分用ごみ袋の支援	おむつ等を処分するためのごみ袋を進呈	20
5.福祉有償運送	介助が必要な方の移動支援	20
6.高齢者短期入所事業利用時の送迎助成	ショートステイ利用時の送迎費用支援	21
7.水洗式ポータブルトイレ購入費助成事業	在宅介護における水洗式ポータブルトイレ購入費の助成	21
6.暮らし		
1.高齢者等雪下ろし助成事業	経済的に困窮している、自力で雪下ろしができない高齢者等を支援	22
2.成年後見制度の利用支援	身寄りのない認知症高齢者等の財産や権利を守ります	22
3.日常生活自立支援事業	認知症高齢者等の金銭管理の援助など	23
4.短期宿泊による介護者の負担軽減	養護老人ホーム和光園の短期宿泊	23
5.養護老人ホーム等の入所措置	日常生活が困難な方の施設入所	24
7. 終活		
1.終活支援センター	人生の後半をよりよく生きるための活動を支援	24
2.死後事務委任事業	亡くなった後の手続きをあらかじめ依頼しておけます	25
3.わたしの終末しんらい登録	いざというときに自分の情報を公的機関等にお伝えします	25
8. 住まい		
1.いきいき住宅改改善助成事業の助成金	住宅を要介護高齢者等に適するよう改善整備するための費用を助成	26
2.屋根融雪等整備費の助成	高齢者世帯等が自宅の屋根に融雪装置等を整備する場合の助成	26
9. 各種問合せ先		
飛騨市の高齢者に関する相談窓口	ご不明な点はお問合せください	巻末

1. 悩み相談

1. 飛騨市地域包括支援センター

地域包括支援センターは、「高齢者のなんでも相談室」です。

介護・福祉・健康・医療など、さまざまな面から総合的に生活を支えるために設けられました。高齢者のみなさんがいつまでも健やかに住み慣れた地域で生活していけるよう、相談に幅広く応じます。



① 総合相談支援業務【生活の中で困っていることや心配なことについての相談をお受けします】

高齢の方やその家族、近隣に暮らす人の介護に関する問題に対応します。介護保険制度に関する事（申請やサービス利用の仕方等）や、介護に関する相談、心配ごと、悩み以外にも、健康や福祉、医療や生活に関する事など、何でもご相談ください。

② 権利擁護業務【みなさんの権利を守ります】

高齢者が安心して暮らしていただけるように、虐待を早期に発見し、必要な対応をおこなうとともに、成年後見制度の利用や消費者被害などの相談に応じます。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務【様々な方面から高齢者を支えます】

高齢者を支える地域のケアマネージャーの指導や支援のほか、高齢者が暮らしやすい地域にするため、さまざまな機関とのネットワークづくりに力を入れます。

④ 介護予防ケアマネジメント事業【自立して生活できるよう支援します】

要支援1・要支援2と認定された方や、介護認定を受けていない方で、高齢者の心身の状態を確認する「基本チェックリスト（地域包括支援センターで実施）」で支援の必要性が高いと判断された方は、介護予防ケアマネジメント事業の対象者となります。要介護状態とならないための介護予防事業や、生活支援等のサービスを受けることができます。地域包括支援センターの職員等がケアマネージャーとなり、ご相談に応じます。

◆問合せ先 市民福祉部 地域包括支援センター

☎0577-73-6233

2. 飛騨市地域生活安心支援センター「ふらっと」

「ふらっと」は、総合相談窓口です。飛騨市内在住の方なら、乳幼児から高齢者まであらゆる世代の方のお悩み相談をお受けします。

○受付時間…平日 9:00～16:00（土日・祝日・年末年始を除く）

◆問合せ先 市民福祉部 地域生活安心支援センター

☎0577-73-7483

ふらっと総合相談（※電話相談専用連絡先）

☎070-2237-7730

3. 認知症に関すること

〈ものわすれ相談窓口〉

「ものわすれが心配」、「認知症の方の介護をしているけれど話を聞いてほしい」とふと思った時が相談のサインです。ご本人、ご家族、地域の方など、どなたでもお気軽に認知症地域支援推進員にご相談ください。



●ものわすれ相談窓口一覧

	問い合わせ先	時間	日程
古川町	地域包括支援センター (ハートピア古川内) 電話:0577-73-6233	9:00~16:30	月~金
	オレンジの森(飛騨市委託事業所) (古川町新栄町ツタビル2階) 電話:090-1408-1017	8:30~15:30	月~金 (事前に電話予約が必要です)
神岡町	地域包括支援センター神岡窓口 (神岡町ふれあいセンター内) 電話:0577-40-1456	9:00~16:30	月~金
	オレンジ相談なないろ(飛騨市委託事業所) (神岡町江馬町 旧工藤医院) 電話:080-7095-6575	9:00~16:00	火・水・金曜日 (事前に電話予約が必要です)

〈飛騨市委託事業 ものわすれ相談窓口「オレンジの森」・「オレンジ相談なないろ」〉

①相談業務

ものわすれ相談窓口には「認知症地域支援推進員」が在駐し、認知症の人ができる限り住み慣れた環境で暮らし続けることができるよう、また、ご家族を支援できるよう、各方面(かかりつけ医・認知症疾患医療センター、介護サービス事業者など)と連携して地域支援体制づくりをしています。お気軽にご相談ください。

②脳体力測定

脳活バランスコーグエボを導入し、12種類のゲームを楽しみながら脳体力測定と脳のトレーニングができます。



③認知症カフェ

認知症カフェとは、認知症の人とその家族や地域の方々が気軽に参加できる交流の場です。お茶を飲みながら語ったり、ゲームをして楽しい時間を過ごしたりしてもらいます。古川町、神岡町で開催しています。開催日時や場所等については、上記問い合わせ先までご連絡ください。

④認知症サポーター養成講座

認知症サポーターは、認知症を理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する「地域の応援者」です。認知症について正しく理解していただけるよう講座をおこないます。

受講終了後には、認知症サポーターの証となる「サポーターカード」と「手作りオレンジリング」をお渡しします。



〈認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業〉

認知症により、外出中に行方不明になるおそれがある方について、お名前や身体的特徴などを登録していただきます。

登録した情報は、ご本人やご家族の同意を得て、警察や消防、地域包括支援センターと共有し、万が一同行方不明になった場合にできるだけ早く発見・保護できるように利用します。

認知症の方を介護しているご家族の精神的負担の軽減のためにも、ぜひ登録をご検討ください。

1.登録できる方

次の(1)～(2)のいずれにも該当する方

- (1) 認知症の症状があり、外出中に行方不明になるおそれがある方
- (2) 在宅で生活している方

2.登録窓口

- ・飛騨市包括支援センター（ハートピア古川内）
- ・神岡町保健センター

3.申請できる方

本人、家族または親族（4親等以内）、成年後見人
※申請できる方がいない場合は、ご相談ください。



〈認知症高齢者等個人賠償責任保険事業〉

日常生活で法律上の損害賠償責任を負った場合に備え、SOSネットワーク登録者を対象に、認知症の方を被保険者とする個人賠償責任保険に加入します。（※条件：登録者の世帯全員が住民税の滞納がないこと）

保険料は、市が全額負担します。（補償額：上限 1 億円）

- 【例】
- ・踏切や線路に誤って侵入し、列車運行の遅延が発生し振替輸送などの賠償を求められた
 - ・自転車に乗っていて、他人と接触してケガをさせた
 - ・店頭の商品を誤って落とし、壊してしまった 等

◆問合せ先	飛騨市地域包括支援センター	☎0577-73-6233
	飛騨市地域包括支援センター 神岡窓口	☎0577-40-1456

4. 飛騨市成年後見支援センター

成年後見制度とは、認知症等で判断能力が不十分な方々の権利を守るため、成年後見人が財産の管理、身上監護をおこない、本人の代わりに契約や各種手続きをおこなう制度です。

「飛騨市成年後見支援センター」の相談窓口では、成年後見制度の仕組みや利用方法、すでに受任している成年後見人の悩み等について、ご本人・ご家族の不安な気持ちに寄り添って相談に応じます。

【受付時間】 平日 8:30~17:15 (土日・祝日・年末年始を除く)

【相談料】 無料

◆問合せ先	飛騨市社会福祉協議会事務局	☎0577-73-3214
	飛騨市社会福祉協議会 神岡事務所	☎0578-82-3755

5. 弁護士による無料法律相談

弁護士が法的な相談に応じます。先着順 1日6名までで、毎月1回開催しています。相談員(弁護士)と利益相反になる事案についてはお受けできません。申し込まれた事実、個人情報に関しては、秘密を厳守します。(※相談を希望される方は、事前の申し込みが必要です。)

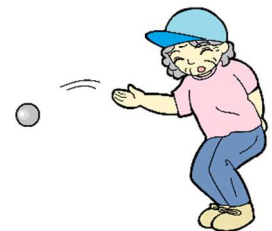


◆問合せ先	飛騨市社会福祉協議会事務局	☎0577-73-3214
-------	---------------	---------------

2. 生きがづくり

1. シニアクラブ(老人クラブ)活動の支援

町内会などを単位とした、高齢者で構成される単位シニアクラブの活動に対して助成をおこない、健康でいきいきと安心して暮らしていただけるよう、自主的な運営を支援します。



◆問合せ先	市民福祉部 地域包括ケア課 高齢支援係	☎0577-73-6233
	飛騨市シニアクラブ連合会	☎0577-73-7350

2. 支えあいヘルパー養成講座の実施

市内にお住まいの介護認定を受けた方の生活(炊事、洗濯、買物など)を支援するための有資格者ヘルパーを養成するため、ヘルパー養成講座を開催します。

◆問合せ先	飛騨市社会福祉協議会事務局	☎0577-73-3214
	市民福祉部 地域包括ケア課 高齢支援係	☎0577-73-6233

3. 介護サポーター制度

介護サポーターに登録した40歳以上の方がおこなった下記のボランティア活動に対してポイントを付与し、そのポイント数に応じて商品券と交換する制度です。

- ① 指定施設等でおこなった介護支援（例…話し相手、レクリエーション・散歩・外出の補助など）
- ② 外出が困難な方への無償送迎支援
- ③ 介護技術の習得やボランティア活動への参加促進を目的とした研修への参加

◆問合せ先	飛騨市社会福祉協議会事務局	☎0577-73-3214
	飛騨市社会福祉協議会 神岡事務所	☎0578-82-3755
	市民福祉部 地域包括ケア課 高齢支援係	☎0577-73-6233

4. 高齢者のふれあいの場及び交流

高齢者の余暇活動やふれあいの場として、地域住民との交流による高齢者の生きがいづくりや社会参加、とじこもり予防を促進します。

- 【事業名】 ・ふれあいサロン推進事業（団体助成、活動支援）
 ・ひとりぐらし高齢者交流事業「ゆうゆう旅行」
 ・高齢者わくわくツアー



◆問合せ先	飛騨市社会福祉協議会事務局	☎0577-73-3214
	飛騨市社会福祉協議会 神岡事務所	☎0578-82-3755

5. ふれあいサロン

高齢者の余暇活動やふれあいの場としてふれあいサロンが各地域で開催されています。参加については各サロン開催団体へ繋がりますので、まずは飛騨市社会福祉協議会にお問い合わせください。
 なお、一部のサロンは問い合わせ先が異なります。

●令和8年度 ふれあいサロン一覧（令和8年3月末現在）

<古川地区>



No.	名称	会場	開催時期
1	安望サロン	上気多公民館	毎週火曜日
2	春日サロン	黒内研修センター	第3木曜日
3	コスモス	下野研修センター	第3水曜日
4	さくら会	栗原センター	月曜日（月3回程度）
5	サロンつくし会	杉崎改善センター	第2土曜日 （8月、1月、2月除く）
6	3区いきいき教室	貴船公民館	毎週火曜日
7	栄寿会サロン	栄町会館	第2、4木曜日
8	式之町福寿会いきいきサロン	本光寺庫裏、本光寺周辺地域	第2日曜日（4～11月）

9	千歳会サロン	朱雀会館	第2木曜日
10	中野よらまい会	中野公民館	第3金曜日
11	なごみ会	沖上会館	第1水曜日
12	24区福寿会ふれあいサロン	宮城研修センター	第2、4木曜日
13	ふれあいサロンはまぐり会	高野公民館	第4金曜日
14	万福会	笹ヶ洞公民館	第1、3水曜日
15	まったりしまい会	彩り館	第2水曜日
16	令和会	沖上会館	第2、3、5木曜日
17	うさぎとかめ	旧松本歯科1階	第1、3土曜日 第2、4水曜日
18	千歳会シニアカフェ	朱雀会館	第1、3火曜日(5~3月)
19	若松会	匠会館	第1、3木曜日

<河合地区>

No.	名称	会場	開催時期
1	ぴいちくサロン	香愛ローズガーデン、ゆうわ〜くはうす	第4水曜日
2	もみじカフェ	友雪館	2ヶ月に1回(奇数月)
3	よーらんカフェ	よーらん館・羽根公民館等	不定期
4	つながる喫茶	JA河合支店 売店跡地	毎週月曜日
5	ばあちゃん食堂	JA河合支店 売店跡地	第3火曜日

<宮川地区>

No.	名称	会場	開催時期
1	すみれ会	宮川町高齢者コミュニティセンター	第2、4火曜日
2	み〜んなよらまいか	宮川町コミュニティセンター	第3水曜日

※「み〜んなよらまいか」は宮川振興事務所 ☎0577-63-2311 にお問い合わせください。

<神岡地区>

No.	名称	会場	開催時期
1	露のとう	西野町集会所	隔週火曜日
2	まめな会	吉田公民館	第4月曜日
3	山之村ふれあいサロン	山之村診療所	第2、4水曜日
4	わくわく会	ふれあいセンター	第1火曜日
5	サロン・麻生野	麻生野公民館	第2、4火曜日
6	ふれあいサロンいちご	神岡町コミュニティセンター	第2、4日曜日
7	華の会	個人宅	毎週火曜日
8	藤の会	朝浦公民館	毎週火曜日
9	永良会	個人宅	毎週火曜日
10	殿本町わくわく会	殿本町公民館	第3日曜日
11	カーパスの会	個人宅など	月1~2回

12	語ろう会	殿本町公民館	第3水曜日
13	たんぽぽ	ふれあいセンター	毎週木曜日
14	さざんか	桜ヶ丘体育館	毎週火、金曜日
15	5人会	坂巻公園、桜ヶ丘体育館	毎週土曜日
16	互夢志の会	桜ヶ丘体育館	毎週金曜日
17	和	桜ヶ丘体育館	毎週水曜日
18	プライティン	神岡町コミュニティセンター	第2、4火曜日
19	まるごと元気	ふれあいセンター	毎週火曜日
20	リバイバル・ダンス	神岡町コミュニティセンター	毎週水曜日
21	スマイルカフェ	上山田公民館	毎月1回
22	ばらの会	ふれあいセンター	毎週火曜日

◆問合せ先 飛騨市社会福祉協議会事務局 ☎0577-73-3214
 飛騨市社会福祉協議会 神岡事務所 ☎0578-82-3755

※各サロンの開催時期は、記載内容と異なる場合があります。

6. 地域複合サロンの活動支援

サロンは、地域住民の憩いの場、語らいの場として欠くことのできない取り組みです。市では、地域複合サロンの継続的な発展と他地域への波及を目的として、住民主体のサロン運営を支援します。



(1) 地域複合サロン活動に必要な備品等の購入支援

新規サロンの立ち上げや活動の継続に必要な備品等の購入費用を助成します。

○新規団体：上限5万円 / 継続団体：上限2.5万円（※1団体につき1回限り）

(2) サロンを起点とした地域の課題解決に向けた取り組みの促進

地域の高齢者が抱える買い物や外出等の困りごとの解決に向けた新たな取り組みをおこなうサロン団体に対して、その活動費を助成します。

(例) 買い物支援バスツアーの開催、先進的な取り組みをおこなう他地域への視察・研修

○上限10万円（※1団体につき1回限り）

◆問合せ先 市民福祉部 地域包括ケア課 高齢支援係 ☎0577-73-6233

7. 長寿祝金の贈呈〔市〕

年齢満100歳になる方の長寿をお祝いして祝金を贈呈します。

◆問合せ先 市民福祉部 地域包括ケア課 高齢支援係 ☎0577-73-6233

3. 健康づくり・介護予防

1. いきいき地域生活応援事業〔市〕【拡充】

高齢者等が、住み慣れた地域でいつまでもいきいきとした生活が送れるよう、多様な支援事業を設けています。下記①～④から毎年ひとつお選びいただけます。

②あんきな外出コースの助成項目に、自転車用ヘルメットを追加しました。

【対象者】飛騨市に住所を有し、かつ居住しており、70歳以上の方 または 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している方、もしくは介護保険認定を受けている方

【交付場所】ハートピア古川 地域包括ケア課 または 各振興事務所、郵便局（打保・東茂住・袖川）
※対象者の生年月日が確認できるマイナンバーカードや運転免許証または特定免許証、及び身体障害者手帳等をご持参ください。



①『いきいき券コース』

一覧に記載の施設で利用できる1枚100円45枚綴りのいきいき券（利用助成券）を交付し、施設等の利用料を助成します。

●令和8年度 利用可能施設等一覧

	施設名	住所	電話番号
入浴施設	ぬく森の湯すば～ふる	古川町黒内 1407	0577-75-3111
	ゆうわ～くはうす	河合町角川 350-1	0577-65-2180
	おんり～湯	宮川町杉原 116	0577-62-3259
	割石温泉	神岡町割石 291	0578-82-0988
	Mプラザ	神岡町伏方 150	0578-82-2275
タクシー	古川タクシー	古川町金森町 11-20	0577-73-2010
	宮川タクシー	古川町金森町 10-41	0577-73-2321
	濃飛タクシー	神岡町船津 1950	0578-82-1111
	宝タクシー	神岡町船津 2110-8(大島2)	0578-82-1313
バス	ひだまる	地域路線、巡回乗合タクシー、乗合タクシーに使用できます。	
訪問理美容	理容師会南吉城支部	担当：理容下垣内	0577-72-3333
	尾形理容店	神岡町船津 1303-5	0578-82-2259
	タカオ理容所	神岡町船津 935-1	0578-82-0290
	サーージュ・ヘア	神岡町殿 316-6	0578-82-6807
	理容まつやま	神岡町西 1758	0578-82-2335
	髪ふ～せん	高山市山田町 469-1	0577-32-3475
	理容下垣内	高山市国府町広瀬町 491-2	0577-72-3333
	ヘアサロンおかだ	古川町袈裟丸 623-2	0577-75-2336
	鈴木理容院 ヒロ	古川町上気多 427-8	0577-73-5425
	訪問理容あべ	古川町杉崎	090-1093-4417
	ピグプラス	古川町新栄町 1-10	0577-73-6350

鍼灸マッサー ジ治療院	北村鍼灸治療院	古川町増島町 6-2	0577-73-4554
	山田鍼灸マッサージ治療院	古川町是重 1-1-5	0577-73-2241
	奥田治療院	古川町片原町 2-12	0577-73-3923
	渡辺富士夫長生治療院	古川町貴船町 6-15	0577-73-0503
	樹下鍼灸マッサージ治療院	古川町向町 3-1-22	0577-73-6202
	河合整体鍼灸治療院	古川町上町 619-12	0577-73-6606
	マキ治療院	古川町栄町 1-3-22	0577-73-0616
	小又接骨院	古川町幸栄町 11-32	0577-73-6545
	田中鍼灸治療院	古川町杉崎 173-2	0577-73-2188
	アルク HIDA 治療院	古川町金森町 10-25	0577-73-6633
	ひまわりマッサージ治療院	古川町金森町 2-23	0577-70-8181
	新家治療院	神岡町殿 538-3	0578-82-3916
	谷口鍼灸治療院	神岡町館野町 16-2	0578-82-2143
	平井鍼灸マッサージ治療院	神岡町船津 1336	0578-82-0444
	荒井鍼灸治療院	神岡町東町 371	0578-82-2653
	上家励命指圧治療院	神岡町東町 453-5	
	古田鍼灸院	神岡町東町 655-6	0578-82-0971
指圧ひば治療院	神岡町山田 1223-1	0578-82-1811	
もみ療治山下	神岡町山田 2596	090-2349-4943	
スキ ー場	ひだ流葉スキー場	神岡町伏方 150	0578-82-0916
	飛騨かわいスキー場	河合町稲越 2824	0577-65-2903
ごみ 収集	吉城環境管理センター	古川町下気多 106-1	0577-73-2609
	神岡衛生社	神岡町東雲 375	0578-82-0337

※ごみ収集の場合、粗大ごみ持ち込みの際の処分費にはご利用いただけません。

ジム	スポーツクラブひまわり	古川町金森町 2-23	0577-70-8181
宅配 弁当	清和弁当	古川町栄二丁目 1-16	0577-73-5834
	吉田屋食料品店	古川町殿町 11-1	0577-73-2820
	味処古川	古川町壺之町 11-3	0577-73-7100
	じんずし古川店	古川町幸栄町 12-6	0577-73-3682
	山腰楼	古川町殿町 10-22	0577-73-2883
	ごはん倶楽部	古川町大野町 51-1	050-8884-9048
	まごころ弁当 (けいちゃん)	神岡町東町 514-1	080-2049-1952
	前田本店	神岡町船津 1170-1	0578-82-0044
移動 販売	とくし丸	古川町 (一部)	0577-33-0622 (ファミリーストアさとう)
	まごころけいちゃん	運行地 域 神岡町 (山之村地区を除く) 古川町 (一部)	080-2049-1952
	まごころのりちゃん	河合町、宮川町、信包	070-2452-0988
	やぶした商店	河合町小無雁～元田	090-3389-5201
	北平商店 古川町給油所	古川町栄2丁目 1-21	0577-73-2845
	北平商店 古川南給油所	古川町上町 253-2	0577-73-4339
	高山米穀 古川営業所	古川町壺之町 8-14	0577-73-2154
	田中石油 飛騨古川バイパス営業所	古川町上町 1294	0577-73-5769
	田中屋商店	古川町末広町 6-14	0577-73-2251

宅配灯油	谷辺商店	古川町新栄町10-11	0577-73-2233
	古川石油 セルフ幸栄SS	古川町幸栄町7-25	0577-73-5688
	平和商事	古川町袈裟丸638	0577-75-2221
	山崎石油	古川町袈裟丸811	0577-75-2009
	JAひだ 燃料配送センター	高山市三福寺町590	0577-62-8787 (フリーダイヤル0120-073188)
	古川石油 角川給油所	河合町小無雁53	0577-65-2040
	よろずや商店	宮川町西忍753-1	0577-63-2010
	山腰石油	宮川町打保798-1	0577-62-3034
	牛丸石油 神岡営業所	神岡町殿316-42	0578-82-1005
	斐太ネクスト 神岡江馬SS (旧斐太石油)	神岡町殿字沖野724	0578-82-0427
ガソリンスタンド	北平商店 古川町給油所	古川町栄2丁目1-21	0577-73-2845
	北平商店 古川南給油所	古川町上町253-2	0577-73-4339
	田中石油 飛騨古川バイパス営業所	古川町上町1294	0577-73-5769
	谷辺商店	古川町新栄町10-11	0577-73-2233
	平和商事	古川町袈裟丸638	0577-75-2221
	山崎石油	古川町袈裟丸811	0577-75-2009
	JAひだ JASS-PORT 古川	古川町中野1240	0577-73-2641
	清水商事 リブレ古川SS	古川町高野376-1	0577-73-3611
	山腰石油	宮川町打保798-1	0577-62-3034
	牛丸石油 殿給油所	神岡町殿1289-9	0578-82-2272
	斐太ネクスト 神岡江馬SS (旧斐太石油)	神岡町殿字沖野724	0578-82-0427
	清水商事 リブレ神岡	神岡町梨ヶ根62-1	0578-82-0873

※休業日や営業時間をご確認のうえお出かけください。

②『あんきな外出コース』【拡充】

一人ひとりの身体状況に応じ、外出支援器具の購入費を助成します。

- 【助成内容】
- ・ショッピングカート(キャリーカート)
 - ・シルバーカー(押し車)
 - ・伸縮ステッキ
 - ・自転車用ヘルメット
- …実質額の1/2(上限10,000円)
- …実質額(上限4,500円)



③『いつまでも健康コース』

健康づくりに関心のある方を対象に、健康増進器具を支給します。

- 【支給品目】
- ・活動量計(万歩計)
 - ・ウォーキングポール(1セット)
 - ・塩分測定器
 - ・血圧計



④『バス利用券コース』

ひだまるや市内を運行する濃飛バスにご利用いただける「バス利用券(回数券4,800円分)」を支給します。



◆問合せ先 市民福祉部 地域包括ケア課 高齢支援係

☎0577-73-6233

2. 老人福祉センター 割石温泉

老人福祉センター割石温泉は、高齢者の集いの場、通いの場を提供し、心身の健康を増進することを目的として設置された施設です。

市内事業者による、高齢者の生きがいづくりや生活支援となる企画やレクリエーション事業もおこなっています。



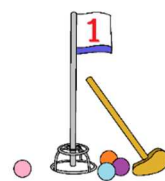
開館時間	10:00~20:00
休館日	毎週水曜日 / 12月30日~1月3日
入浴料	<ul style="list-style-type: none"> ・市内70歳以上の方 200円 ・市内障がいのある方 200円 ・中学生以上 500円 ※市内65歳以上70歳未満の方は 令和8.9年度は400円 ・小学生 200円 ・小学生未満 無料
身体障害者専用浴室	<ul style="list-style-type: none"> ・飛騨市民であり、身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方 または 介護保険認定を受けている方 (事前に神岡振興事務所で使用許可証の交付を受ける必要があります)

◆問合せ先 老人福祉センター 割石温泉

☎0578-82-0988

3. 体育・文化活動事業

高齢者の生きがいや健康づくりのため、健康推進活動や社会奉仕活動、友愛活動などの事業を各单位シニアクラブでおこなっています。



【事業名】 軽スポーツ大会(ゲートボール・グラウンドゴルフ・ペタンク) / 芸能大会 / 体力測定
清掃活動 / フォークダンス講習会 / 運動会 / 親睦旅行 / その他生きがい事業

◆問合せ先 飛騨市シニアクラブ連合会

☎0577-73-7350

4. 介護予防教室〔市〕

65歳以上の方を対象に、健康増進・介護予防を目的とした教室をおこないます。新規教室の開催や、自主的なグループ活動等についての問合せ・相談は、下記まで気軽にお尋ねください。

【場 所】 各地域の公民館等

【対 象 者】 65歳以上の方

【サービスの種類】 ・いきいき健康教室・いきいき体操・シルバーリハビリ体操 等



◆問合せ先 飛騨市地域包括支援センター

☎0577-73-6233

5. 高齢者の健康等に関する出前講座（市政見える化講座）〔市〕

高齢者の健康や認知症についての知識の普及を図るため、各種団体からの希望により、出前講座を開催します。そのほか、市政、まちづくり、健康福祉やくらしなどいろいろな分野の講座もあります。

【対象者】 市内に在住する方を構成員とする10名以上の団体

【内容例】 ・健康と介護予防（フレイル予防等）
・正しく知ろう！認知症（認知症サポーター養成講座）
・高齢者のお口の健康づくり・口から食べる幸せのために
・転倒しない身体づくり



◆問合せ先 飛騨市地域包括支援センター

☎0577-73-6233

4. 在宅生活の支援

1. 給食サービス

在宅の、虚弱な一人暮らしの高齢者・高齢者世帯の方に給食を届けると共に安否確認をするものです。ボランティアの方々のご協力を得ておこなっています。ご希望の方は、社会福祉協議会にご相談ください。



◆問合せ先 飛騨市社会福祉協議会事務局

☎0577-73-3214

飛騨市社会福祉協議会 神岡事務所

☎0578-82-3755

2. お手本配食事業〔市〕

心身の状態により食生活の改善が必要な65歳以上の方または40歳～64歳の要介護（予防）認定を受けた方に、栄養バランスの取れたお手本となる弁当（特別食）を届けるサービスです。

利用にあたってはケアマネージャーまたは地域包括支援センターにご相談ください。

【対象者】 特別食を必要とする一人暮らしや高齢者世帯など

【利用回数】 1週当たり5食まで（治療食の場合は7食まで）

【利用者負担金】 1食につき原則500円



◆問合せ先 市民福祉部 地域包括ケア課

☎0577-73-6233

飛騨市地域包括支援センター 神岡窓口

☎0577-40-1456

3. あんきねっと

支援の必要な高齢者のちょっとした困りごとや、介護保険等の公的サービスで対応しづらい市民ニーズに、地域の皆さんが有償ボランティアとなって応えます。

- 【利用内容例】
- ・家事（部分的な掃除、買い物の代行、電球交換など短時間でこなえる軽作業）
 - ・屋外における作業（ごみ出し、ごみの分別など）
 - ・その他（話し相手、定期的な安否確認など）

【利用方法】 社会福祉協議会に会員登録のうえ、利用チケット（1時間あたり800円）を購入し、お申込み下さい（長時間作業は対象外となります）。お申込み後、社会福祉協議会から有償ボランティアへと繋ぎ、利用開始となります。

◆問合せ先	飛騨市社会福祉協議会事務局	☎0577-73-3214
	飛騨市社会福祉協議会 神岡事務所	☎0578-82-3755

4. 緊急通報システムの貸与〔市〕

一人暮らしの高齢者や高齢者世帯などのお宅に、通報相談センターに直結した緊急通報装置を設置することにより、健康や心配ごとなどの相談や月1回の安否確認、病気等の緊急の事態に対処し、日常生活の不安を解消します。



こんな方に	貸与機器	月額利用料	備考
自宅に固定電話がある方	緊急通報装置（固定電話回線版） 火災センサー	無料	現行バージョン
自宅に固定電話がない方	緊急通報装置（LTE 回線版） 火災センサー	700 円	携帯電話所有が条件
人感センサーによる見守りを希望する方	緊急通報装置（LTE 回線版） 火災センサー 人感センサー	1,000 円	センサーが感知しない場合に安否確認をおこなう
人感センサーの検知データを、家族が閲覧できるようにしたい方	緊急通報装置（LTE 回線版） 火災センサー 人感センサー	1,200 円	データは家族も Web 上で確認できる

◆問合せ先	市民福祉部 地域包括ケア課 高齢支援係	☎0577-73-6233
-------	---------------------	---------------

5. ICT を活用した見守り機器購入費等の支援

市内に居住する一人暮らし高齢者等や離れて暮らす家族が、見守りながらいつまでも安心して暮らし続ける事ができるよう、ICT を活用した見守り機器の購入費用の一部を補助します。

- 【補助対象者】 ・70歳以上の一人暮らし高齢者
・75歳以上のみで構成される世帯
・一人暮らしで重度の障害がある方
※市から緊急通報装置の貸与を受けている方は対象外
- 【補助対象機器】 ICT を活用した安否確認、コミュニケーション機能など
見守り機能が備わった機器
- 【補助金額】 機器の購入費及び設置にかかる費用の1/2(上限2万円)

◆問合せ先 市民福祉部 地域包括ケア課 高齢支援係 ☎0577-73-6233

6. 地域見守り相談員〔市〕

地域の皆さんが安心して暮らし続けられるよう、日常生活の困りごとを支援するため、地域見守り相談員がご自宅を訪問し、体調や生活の様子をお伺いして「見守り」をしていく活動を進めています。地域見守り相談員が皆さんの困り事を行政や地域包括支援センター、民生委員、社会福祉協議会などに伝えて、困りごとの解決に向けたサービスにつなげるお手伝いをします。



◆問合せ先 市民福祉部 地域包括ケア課 高齢支援係 ☎0577-73-6233

7. 一人暮らし高齢者等見守り活動事業

民生委員・福祉委員、福祉協力員等による一人暮らし高齢者や高齢者世帯等の見守り活動をおこなっています。地域見守り相談員とも連携し、日常生活の困りごとを支援します。

◆問合せ先 飛騨市社会福祉協議会事務局 ☎0577-73-3214
飛騨市社会福祉協議会 神岡事務所 ☎0578-82-3755

8. 生活資金の貸付事業

低所得者や高齢者、障がい者等の生活を経済的に支えることを目的に、生活費などの一時的に必要な生活資金の貸付事業をおこなっています。

- 【対象者】 低所得世帯・高齢者世帯・障がい者世帯等
- 【貸付限度額】 貸付資金の種類により異なります。

◆問合せ先 飛騨市社会福祉協議会事務局 ☎0577-73-3214
飛騨市社会福祉協議会 神岡事務所 ☎0578-82-3755

9. 運転免許自主返納者の支援〔市〕

70歳以上の高齢者で、運転免許を自主返納された方に、タクシーやひだまる等で利用できる「いきいき券」または市内を運行する濃飛バスやひだまる等で利用できる「バス利用券」を3年間支給します。（※「いきいき券」については、10～12ページを参照ください。）

【対象者】 70歳以上の高齢者で令和6年4月1日以降に自ら運転免許を返納した方

【支給内容】 対象期間は返納日の属する年度から連続して最大3年間、
毎年いきいき券1冊(4,500円分)またはバス利用券1冊(6,000円分)支給
(返納した年度内に申請をおこなわなかった場合、その年度の交付はありません)

【交付場所】 ハートピア古川 または 各振興事務所
※公安委員会が発行する「申請による運転免許取消通知書」をご持参ください。

◆問合せ先 市民福祉部 地域包括ケア課 高齢支援係 ☎0577-73-6233

10. 通院支援タクシー助成券の交付〔市〕

市内にお住いの70歳以上の方などが飛騨市古川町または神岡町内の医療機関へ通院する際に発生するタクシー費用の一部を助成しています。



【対象者】 飛騨市民で70歳以上の方または身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者・保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方、もしくは介護保険認定を受けている方

【対象の医療機関等】 古川病院、垣内クリニック、大高医院、河合医院、玉舎クリニック、かじ眼科、江尻内科・循環器科クリニック、こどものこころクリニック、高島歯科、山下歯科医院、ふるた歯科医院、飛騨市民病院、本町クリニック、村沢デンタルオフィス、夕陽ヶ丘歯科、さくら歯科クリニック(順不同)

【対象のタクシー業者】 古川タクシー、宮川タクシー、宝タクシー、濃飛タクシー

【利用方法】 上記の医療機関受診後に医療機関の窓口で通院支援タクシー券を受け取り、タクシーで帰宅する際に利用できます(乗車場所の指定はありません。医療機関受診後に徒歩で買い物に行き、そこから乗車する場合も有効です)。

【助成額】 400円

◆問合せ先 総務部 総務課 行政係 ☎0577-73-7461

11. 高齢者のお出かけ安心支援事業〔市〕

『補聴器購入費補助金』【拡充】

補聴器購入費用の一部を支援します。

また、1回目の申請から5年経過した方が、更新として補聴器を購入された場合についても、購入費用の一部を支援します。

【対象者】 市内の販売店より購入された、満65歳以上で
障がい者支援給付の対象とならない中等度の難聴者
(40db~70db)

【補助額】 購入費の1/2(上限5万円)



◆問合せ先 市民福祉部 地域包括ケア課 高齢支援係
各振興事務所 市民福祉係

☎0577-73-6233

☎ 巻末 参照

12. 移動販売〔市〕

買い物弱者対策として生鮮三品並びに生活必需品を移動販売車両で戸別訪問販売する事業者に対し、運行経費や車両購入費用の助成をおこない、安定したサービスの提供が図られるよう支援をしています。



●飛騨市内を運行している移動販売事業者

名称	運行エリア
ファミリーストアさとう(とくし丸)	古川町南部(大野町~宮城橋より上)
まごころけいちゃん	古川町の一部、神岡町(山之村地区を除く)
まごころ のりちゃん号	河合町、宮川町、古川町の一部
藪下食料品店	河合町小無雁~元田

◆問合せ先 市民福祉部 地域包括ケア課 高齢支援係

☎0577-73-6233

5. 在宅介護支援

1. 介護者への介護技術及び在宅介護へのアドバイス・相談支援〔市〕

在宅介護される介護者の方へ、介護に専門的な知識を有する人材を派遣し、在宅介護技術の向上により介護者の負担軽減を図るとともに、在宅介護におけるアドバイス・相談支援をおこないます。



【対象者】 在宅で介護をしている方

【利用方法】 飛騨市地域包括支援センターへご相談ください。

◆問合せ先 飛騨市地域包括支援センター

☎0577-73-6233

2. 家族介護応援手当〔市〕

在宅で寝たきり高齢者等を介護している方に対して、家族介護応援手当を支給します。また、二人以上に対しての在宅介護や、介護をしながら未就学児の療育等をされている方（ダブルケア）に対しては、手当を加算して支給します。詳しくはお問合せください。



【対象者】 介護保険の要介護3以上に認定された方を、月に15日以上在宅で介護されている同一世帯の方

【支給金額・支給月】 月額10,000円（4月・7月・10月・1月にまとめて支給します）
※ダブルケアに該当する方には月額5,000円の加算があります。

【受給資格がなくなるとき】 ・介護を受けている方が死亡されたとき
・介護を受けている方が転出されたとき
・介護を受けている方が長期入院や施設へ入所したとき
・介護を受けている方の介護度が要介護2以下になったとき

◆問合せ先 市民福祉部 地域包括ケア課 介護保険係
各振興事務所 市民福祉係

☎0577-73-7469

☎ 巻末 参照

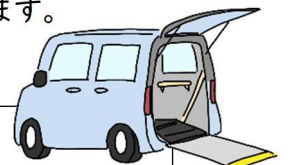
3. 福祉用具・福祉車両の貸出

入退院などで一時的に必要な福祉用具や福祉車両の貸出を無料でおこなっています。

【貸出品目】 ・車いす（自操式）・車いす対応軽自動車

※車いす対応軽自動車の利用について

操作方法等は社会福祉協議会で説明します。運転手は各自で手配してください。
返却時は燃料を満タンにしてください。事故の際は自動車保険の範囲で補償されます。



◆問合せ先 飛騨市社会福祉協議会事務局

☎0577-73-3214

4. おむつ等処分用ごみ袋の支援〔市〕

ケアマネージャーによって「常時おむつ等が必要」と判断された方を在宅で介護している世帯等を対象に、おむつを処分するためのごみ袋を年間100枚進呈します。



- 【対象世帯】 ・在宅介護世帯（要介護1以上で常時おむつ等を使用している高齢者を介護している世帯）
 ・障がい者世帯（日常生活用具給付事業で紙おむつ支援を受けている方）
 ・子育て世帯（0～3歳未満の子供を養育している世帯）

【交付方法】 介護世帯はケアマネージャー訪問時、障がい者世帯は用具給付申請時、子育て世帯は新生児訪問、12ヶ月児・2歳児相談時にそれぞれ交付します。

◆問合せ先

在宅介護世帯：	市民福祉部 地域包括ケア課 高齢支援係	☎0577-73-6233
障がい者世帯：	市民福祉部 総合福祉課 障がい福祉係	☎0577-73-7483
子育て世帯：	市民福祉部 子育て応援課 子育て政策係	☎0577-73-2458

5. 福祉有償運送

車椅子利用者や寝たきり高齢者の方などが、通院や社会参加などをするために特定の認可を受けた法人等が運営する福祉有償サービスを利用できます。

【対象者】 他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、単独でタクシーやその他の公共交通機関を利用することが困難な身体障害者手帳所持者、要介護認定者（※要支援認定者・その他肢体不自由・内部障がい・知的障がい・精神障がい等を有する方については、条件があります。）

【利用方法】 事業者へ事前登録する必要があります。詳細は事業者へ直接お問い合わせください。

●飛騨市内の福祉有償運送事業者（※現在、神岡町のみ）

名称	所在地	電話番号
社会福祉法人 神東会	神岡町東町 690-1	0578-82-6500

◆問合せ先	市民福祉部 地域包括ケア課 高齢支援係	☎0577-73-6233
	神岡振興事務所 市民振興課 市民福祉係	☎0578-82-2252

6. 高齢者短期入所事業利用時の送迎助成【新規】

ショートステイ施設が定める送迎提供範囲外にお住まいの方が、家族による送迎以外の移動手段(タクシー等)を利用してショートステイを利用した際に、送迎費用の一部を支援します。



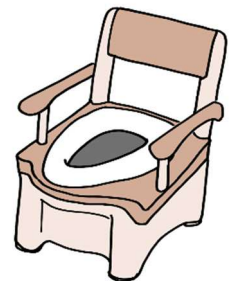
- 【対象者】 ショートステイを利用される方で、下記すべてに当てはまる方
- ・施設が定める送迎提供範囲外にお住まいの方
 - ・家族による送迎以外の移動手段(タクシー等)を利用した方

- 【利用方法】 市が運行業者に直接運行費用を支払います。
- ※利用者は施設が提供した場合にかかる送迎費用と同程度の負担金を、乗車時に運行業者へお支払いいただきます。
 - ※ご利用時には、担当ケアマネージャーへ必ず相談してください。

◆問合せ先 市民福祉部 地域包括ケア課 介護保険係 ☎0577-73-7469

7. 水洗式ポータブルトイレ購入費助成事業〔市〕

在宅介護において、要介護者の自尊心を守り、介護者の排泄介助の負担を軽減するため、水洗式ポータブルトイレの導入促進を図っています。福祉用具購入費用は、通常1年間10万円までが保険給付の対象ですが、市ではその基準に上乗せして給付をおこないます。



- 【対象者】 要介護者及び要支援者の在宅介護において、水洗式ポータブルトイレを特定福祉用具販売事業所で購入し、設置された方
- 【助成額】 水洗式ポータブルトイレ購入額のうち50万円までについて、所得に応じてその購入額の7~9割を介護保険で負担します。

◆問合せ先 市民福祉部 地域包括ケア課 介護保険係 ☎0577-73-7469

6. 暮らし

1. 高齢者等雪下ろし助成事業〔市〕

経済的に困窮している、自力では雪を下ろすことのできない高齢者世帯等に、雪下ろし費用の一部を市が直接負担します。

【対象者】 下記①～③すべてに該当する世帯

- ①65歳以上の者で構成される高齢者世帯
- ②世帯全員の市民税が、非課税または均等割のみの世帯
- ③二親等以内の親族による、作業的・金銭的援助が受けられない世帯

【助成額】 1年度につき50,000円以内

- 対象世帯と認められた場合、市が委託した吉城建設業協会に加入している事業者が雪下ろしをおこないます。担当事業者が作業員を手配し見積金額を提示しますので、承諾されれば作業を開始します。その費用のうち5万円を上限に、市が直接吉城建設業協会に支払います。費用が5万円を超えた場合は、その超えた額が自己負担となります。



◆問合せ先 市民福祉部 地域包括ケア課 高齢支援係
各振興事務所 市民福祉係

☎0577-73-6233

☎ 巻末 参照

2. 成年後見制度の利用支援〔市〕

認知症などのため、契約等を自分でおこなうことが困難な高齢者等に対し、成年後見制度等の利用の支援をします。

【対象者】

認知症等により判断能力が低下している65歳以上の方で、身寄りがなく、身内から虐待を受けている、親族が協力しない等の理由で、契約等や自己の財産管理が困難な方

【内 容】

- ①後見等の開始の審判の申立て手続き
- ②申立て費用（登記手数料、鑑定費用等）は、一旦市が負担し、選任された後見人等または本人等に後ほど請求します。なお、生活保護受給者やそれに準じる方と認められる場合は、申立て費用を助成します。
- ③後見人等の報酬の支払いが困難と認められる方については、後見人等の報酬の一部、または全部を助成します。



◆問合せ先 市民福祉部 地域包括ケア課 高齢支援係
各振興事務所 市民福祉係

☎0577-73-6233

☎ 巻末 参照

3. 日常生活自立支援事業

判断能力が不十分な方を対象に、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理等の支援をおこなうことにより、安心した生活ができるよう支援します。

【利用者負担金】 ※生活保護世帯は無料です。



利用料
生活支援員による支援
1,200円/時間

■福祉サービスの利用援助

【例】福祉サービスの利用に係る相談や情報提供、申込手続き、料金支払手続き、苦情解決制度 利用手続き

■日常的な金銭管理サービス(オプション)

【例】福祉サービスの利用料金や、医療費、公共料金等の支払い/年金や福祉手当の受領に必要な手続き/日常生活に必要な費用の支払いや、預貯金の出し入れ

■書類等預かりサービス(オプション) … 500円/1か月

【例】年金証書や登記簿など重要な書類を金融機関の貸金庫に保管します。

◆問合せ先	飛騨市社会福祉協議会事務局	☎0577-73-3214
	飛騨市社会福祉協議会 神岡事務所	☎0578-82-3755

4. 短期宿泊事業〔市〕

様々な理由により在宅で生活することが困難になった場合に、生活習慣に対する指導等による要介護状態等への進行予防や、虐待・災害等が起こった際の被害者(高齢者)の安全な生活環境の確保などを目的として短期宿泊事業をおこないます。

【対象者】1人で自立した日常生活を営むことが困難な高齢者、災害等により家族で住むことが困難な生活環境にある高齢者、または家族等の虐待により心身的・精神的に安定した日常生活をおこなうことが困難な高齢者

【利用者負担金】1泊3食 2,700円(住民税非課税世帯 1,500円)
※利用期間は原則1週間まで
※稼働可能は2部屋のみ



【指定施設】養護老人ホーム和光園

◆問合せ先	市民福祉部 地域包括ケア課 高齢支援係	☎0577-73-6233
-------	---------------------	---------------

5. 養護老人ホーム等の入所措置〔市〕

経済的な理由などで、居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の自立の方が入所して、養護することを目的とする施設です。



【対象者】

65歳以上の高齢者で、経済上及び環境上の理由によって、家庭で養護を受けることが困難な方（※寝たきりや重度の認知症の方、所得の多い方などは、入所できません）

○経済上の理由…本人が属している世帯が生活保護を受けているか、市民税の均等割のみを納めているまたは非課税対象者となっている場合など

○環境上の理由…家族や住居の状況など、現在おかれている環境の下では、在宅での生活が困難であること

【費用の負担】 入所者本人に収入（年金など）がある場合や、扶養義務者（配偶者または子）に所得がある場合には、負担能力に応じて費用を負担していただきます。

●飛騨市内にある養護老人ホーム

名称	定員	所在地	運営主体	電話番号
和光園 ※設置者：飛騨市	50	飛騨市	（社福）吉城福祉会	0577-73-2240

◎和光園では、居住に課題を抱える方を対象とした契約入所の導入をしています。

◆問合せ先 市民福祉部 地域包括ケア課 高齢支援係 ☎0577-73-6233
各振興事務所 市民福祉係 ☎ 巻末 参照

7. 終活

1. 終活支援センター

自分の人生を最期まで自分らしく生きるための“終活”を推進していくため、また、大切な家族を亡くされた市民に寄り添ったさまざまな支援ができる体制を整備するための機関です。運営は飛騨市社会福祉協議会に委託しています。

同センターでは、終活アドバイザーが相談者の心に寄り添いながらアドバイスをいたします。ご自身の人生の後半をより

よく生きるための活動（終活）を支援し、またご遺族に寄り添った支援をおこなう体制を構築することで、市民の皆さんが最期まで安心して暮らせるまちづくりを目指します。



【本人に関する支援】 人生の最期を意識しながら、これからの人生を自分らしく過ごすために「エンディングノート」や「終活ガイドブック」を活用し、今の生活を整理するための支援をいたします。終活は残された家族の負担も和らげます。

【遺族への支援】 ご遺族が市役所で手続きを終えられた後のタイミングで必要な各種手続きについて、一目でわかる「ご遺族のための各種手続きチェックリスト」等を用意しています。また、相談内容に応じて専門家や専門業者へお繋ぎします。

2. 死後事務委任事業

家族・親族などの身寄りがない方が亡くなられた後に、葬儀・火葬や電話・電気などの各種支払い、家財の処分などの手続きを、亡くなられた方の代わりにおこなってもらうことができる契約です。



【対象者】 以下の要件をすべて満たす方

- ・飛騨市に住民票がある65歳以上の方
- ・相続の対象となる親族がない方
- ・契約に必要な費用および預託金を納付いただける方

【費用等】

- ・預託金 家財整理、医療費や固定費等の清算等に必要な費用等
- ・利用料 登録料(初年度のみ) 15,000円
- 年間利用料 10,000円
- 及び 預託金の概ね10%

※別途、公正証書による契約書作成費用が必要です。

3. わたしの終末しんらい登録事業

病気や事故などで意思表示ができなくなったときや、突然お亡くなりになったときに、警察署、消防署、医療機関やあらかじめ指定した人からの照会があった場合、事前に登録した情報を本人に代わって伝える事ができます。



【対象者】 65歳以上の方で飛騨市社会福祉協議会が配布するエンディングノートをお持ちの方

【利用料】 無料

◆このページの
問合せ先

飛騨市終活支援センター 飛騨市社会福祉協議会内 ☎0577-73-3214

8. 住まい

1. いきいき住宅改善助成事業の助成金〔市〕

居宅での日常生活に支障がある高齢者等が、その利便を図るためにおこなう住宅改善費用の一部を、一世帯に対し一度限り助成します。

※申請は、必ず工事にとりかかる前におこなう必要があります。

※介護保険制度の住宅改修に適した工事が対象になります。



【対象者】 生計中心者の前年所得課税年額が7万円以下の世帯に属する在宅要援護高齢者等の基準に該当する方

【助成額】 生計中心者の前年所得税額により最高75万円

※所得によりご利用者の負担額が異なります。また、助成額の算定の際には、介護保険による給付額を含みます。詳しくはお問合せください。

◆問合せ先	市民福祉部 地域包括ケア課 介護保険係	☎0577-73-7469
	飛騨市地域包括支援センター	☎0577-73-6233
	各振興事務所 市民福祉係	☎ 巻末 参照

2. 屋根融雪等整備費の助成〔市〕

冬期間に安心した生活が送れるよう、高齢者世帯などが自宅の屋根の融雪装置等を整備する場合は、助成金を支給します。申請は、必ず工事にとりかかる前におこなう必要があります。

【対象者】 ・高齢者（65歳以上）世帯

・世帯主または生計中心者が障がい手帳をお持ちの世帯

・母子世帯



【助成額】

対象世帯の階層区分	補助額	限度額
生計中心者が前年所得税非課税世帯	対象経費の2分の1以内の額（ただし、1,000円未満の端数は切り捨てる）	500,000円
生計中心者の前年所得税年額が15,000円以下の世帯		400,000円
生計中心者の前年所得税課税年額が15,001円以上70,000円以下の世帯		300,000円
生計中心者の前年所得税課税年額が70,000円を超える世帯		200,000円

◆問合せ先	市民福祉部 地域包括ケア課 高齢支援係	☎0577-73-6233
-------	---------------------	---------------

9. 各種問い合わせ先

《飛騨市の高齢者に関する相談窓口》

窓 口	主 な 業 務	電 話 番 号
飛騨市役所	市政全般	0577-73-2111(代)
地域包括ケア課 高齢支援係	高齢者福祉 高齢政策	0577-73-6233
飛騨市地域包括支援センター	高齢者相談 介護予防支援	0577-73-6233
地域包括ケア課 介護保険係	介護保険 介護認定審査	0577-73-7469
総合福祉課 社会福祉係	生活保護	0577-73-7483
地域生活安心支援センター ふらっと	生活困窮等、様々な相談	0577-73-7483
保健センター 健康推進係	健康相談 健康診査	0577-73-2948
河合振興事務所	福祉全般	0577-65-2380
宮川振興事務所		0577-63-2311
神岡振興事務所		0578-82-2252
神岡町保健センター	健康相談 健康診査	0577-40-1456
飛騨市地域包括支援センター 神岡窓口	高齢者相談 介護予防支援	0577-40-1456

